



滝沢市不妊治療費助成のご案内



不妊治療を受けた方を対象として、保険適用となる治療費の自己負担額の一部を助成しています。

◇ 助成対象者

不妊治療を受けた夫婦(事実婚を含む)で以下1~4のすべてに該当する方

- 1 夫又は妻のいずれか一方又は両方が滝沢市に居住し、かつ住所を有すること
- 2 不妊治療が必要と医師に診断された者であること
- 3 生殖補助医療を受ける場合は、初回治療開始日における妻の年齢が43歳未満であること
- 4 不妊治療に係る他の助成制度等と重複して申請していないこと

◇ 助成対象となる治療と助成金額

治療開始日(※)が令和8年4月1日より前の場合は対象になりませんのでご注意ください。
※治療開始日:医師が作成した治療計画書に同意をした日(主治医にご確認ください。)

以下のうち、保険適用となる治療の自己負担額(高額療養費や付加給付金・加入健康保険より給付された医療補助金等は除く)に対する助成です。

区分	助成金額	助成の回数
◎一般不妊治療 ・人工授精 ・タイミング療法等	1年度あたり上限5万円	制限なし
◎生殖補助医療 ・体外受精 ・顕微授精 ・当該治療に至る一環として行われる男性不妊治療	1回の治療(※)につき上限5万円 当該治療に至る一環として男性不妊治療を行う場合は、 1回につき5万円を上限に加算 ※初回治療開始から治療終了日までに行った治療を1回とする	初回治療開始日における妻の年齢が ◎40歳未満 →1子ごとに6回まで ◎40歳以上43歳未満 →1子ごとに3回まで

◇ 助成対象とならない例

- * 文書料、個室料その他治療に直接関係のない費用
- * 第三者の精子・卵子等を用いた治療や代理母・借り腹による治療
- * 採卵に至らないケース(女性への侵襲的治療のないもの)
- * 男性不妊治療のみを実施した場合
- * 卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した又は採卵準備前に男性不妊治療を行ったが精子を採取できない(又は良質な精子を採取できない)ため治療を中止した場合

【お問い合わせ・申請】 滝沢市健康こども部 こども家庭センター

TEL: 019-656-6526

Mail: kodomokatei@city.takizawa.iwate.jp



◇ 受診・治療から給付までの流れ

～治療開始前～ 加入している医療保険者へ「限度額適用認定証」の交付について問い合わせることをお勧めします。「限度額適用認定証」を病院に提出することで、窓口での自己負担額が制限されます。

～治療開始から治療中～

(1) 医療機関や薬局が発行した領収書及び明細書を保管

※令和8年4月1日以降の治療に限る。

～治療終了～（医師が妊娠を判定した場合、医師の判断により当該治療を中止した場合等）

(2) 医師に以下必要書類の記載を依頼

一般不妊治療の場合：滝沢市一般不妊治療医療機関受診等証明書（様式第2号）

生殖補助医療の場合：滝沢市生殖補助医療等医療機関受診等証明書（様式第3号）

～市へ助成申請～

(3) 市役所④番窓口「こども家庭センター」へ以下書類を提出

(期限：治療が終了した日の翌日から起算して6月以内)

【必須書類】 ※必要書類の様式は市ホームページをご確認ください。→

- 滝沢市不妊治療費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- 医療機関受診等証明書（様式第2号もしくは様式第3号）



一般不妊治療の場合：滝沢市一般不妊治療機関受診等証明書（様式第2号）

生殖補助医療の場合：滝沢市生殖補助医療等医療機関受診等証明書（様式第3号）

- 医療機関及び薬局が発行した不妊治療に要した費用に係る領収書及び明細書
- 助成金振込先の口座が確認できる書類の写し

【場合により必要な書類】

- 事実婚関係にある夫婦の場合：事実婚関係に関する申立書（様式第4号）と夫婦それぞれの戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
- 自己負担額に対する他の法令の規定による給付、付加給付等がある場合：その額のわかる書類の写し※各給付制度の事業者にお問い合わせください。
- その他：様式第1号の裏面を確認し、不明な場合はお問い合わせください。

こども家庭センターにて内容審査

(4) 助成金の交付決定・支払い

滝沢市不妊治療費助成金交付決定通知書（様式第5号）をご自宅に送付します。
決定通知後、1か月程度で指定の口座にお振込みします。

